



PSEとは?

電気用品安全法(電安法)に基づいて、さまざまな電気製品の中から、構造・使用方法・使用状況などによっては特に危険または障害が発生するおそれが多いものを「特定電気用品」としています。「特定電気用品」の場合は、検査機関による適合性検査を受けなくてはならず、◇形PSEマークの対象です。

一方の○形PSEマークは「特定電気用品以外の電気用品」に付されます。

PSEマークを表示するためには、製品が電安法による技術基準に適合していることに加え、出荷の際には自主検査によって全品確認しなくてはなりません。

LED関連 2012/7/1～「エル・イー・ディー電灯器具」「エル・イー・ディーランプ」という名称で対象となりました。



特定電気用品
PSEマーク



特定電気用品以外の
電気用品
PSEマーク

日動製品のPSEについて

当社の製造・販売している製品・部品で、PSEが必要なものは全てPSEを表記しています。PSE対象外の製品については表記はありません。